



鳥取県公報

平成 26 年 3 月 25 日 (火)
号外第 25 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	子育て王国とっとり条例（5）（子育て応援課）・・・・・・・・・・ 6
	鳥取県基金条例の一部を改正する条例（6）（財政課）・・・・・・・・ 10
	知事等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（7）（人事企画課）・・・・・・ 16
	鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（8）（〃）・・ 17
	鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例（9）（業務効率推進課）・・・・・・・・・・ 18
	鳥取県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例等の一部を改正する 条例（10）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
	鳥取県地方独立行政法人法施行条例の一部を改正する条例（11）（〃）・・・・・・ 28
	鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例（12）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

==== 公布された条例のあらまし ====

◇子育て王国とっとり条例の新設について

1 条例の新設理由

平成22年に始まった「子育て王国とっとり」の取組は、豊かな自然や住民同士の強いきずなを生かし、子育てを地域全体で支えることを目指している。この取組が定着し、鳥取県が最も子育てしやすく住みやすい地域として、世代を超えて受け継がれるようにするため、この条例を制定する。

2 条例の概要

(1) 目的

急速に少子化が進行し、家庭及び地域を取り巻く環境が変化していることが本県の将来に多大な影響を及ぼすことに鑑み、子育て王国と通りの取組の基本的な考え方を明らかにし、県及び市町村の責務並びに保護者、子育て支援団体、県民及び事業主の役割を定めるとともに、これらの者が連携協力して子育て支援等に取り組むために必要な事項を定め、もって女性が安心して子どもを産み、誰もが誇りと喜びを感じながら子どもを育て、子どもの成長を愛情を持って支える地域社会の実現に資することを目的とする。

(2) 基本的な考え方

子育て王国と通りの取組は、次に掲げる事項を基本としなければならない。

- ア 子どもの健全な成長が次代の社会の活力の維持に不可欠であるという認識の下、全ての子ども及び子どもを産み、育てる者が、状況に応じ最良の支援を受けられるようにすること。
- イ 県、市町村、保護者、子育て支援団体、県民及び事業主が、家庭、学校、職場、地域社会等において、その役割を果たすとともに、必要に応じ連携協力すること。
- ウ 結婚、出産及び子育てに関する個人の価値観が十分に尊重されるよう配慮すること。
- エ 地域の特性である自然環境、歴史及び伝統文化の豊かさ、人と人との結びつきの強さ、地域社会のまとまりの良さ等を十分に生かすこと。

(3) 県等の責務

- ア 県は、(2)の基本的な考え方（以下「基本方針」という。）にのっとり、子育て支援等に関する施策を総合的に推進するものとする。
- イ 県は、子育て支援等に関し専門性の高い施策及び広域的な対応が必要な施策を実施するとともに、子育て支援等に取り組む人材の確保及び育成に努めるものとする。
- ウ 県は、市町村及び子育て支援団体がそれぞれの役割を果たし、県、市町村及び子育て支援団体が連携協力して子育て支援等を行うことができるよう必要な助言及び適切な援助に努めるとともに、基本方針に対する保護者、県民及び事業主の理解を深め、県民及び事業主が子育て支援等に協力するよう努めるものとする。
- エ 市町村は、子育てしやすい地域社会の形成に関し重要な役割を担っていることから、基本方針にのっとり、子育て支援等に取り組む人材の確保及び育成を図り、適切な子育て支援等に関する施策を実施するよう努めるとともに、県、保護者、子育て支援団体、県民及び事業主と連携協力して子育て支援等に取り組む体制を整備するよう努めるものとする。

(4) 保護者等の役割

- ア 保護者は、自らが子育てについての第一義的責任を有することを自覚して、子どもを大切にし、子どもに生活に必要な習慣を身に付けさせるとともに、子どもが心身共に健やかに成長するよう努めるものとし、その役割を果たすため、それぞれの子どもに応じた最良の子育て支援等を受けるよう努めるものとする。
- イ 子育て支援団体は、基本方針にのっとり、子育て支援等に関する専門的な知識及び経験を生かすとともに、子育て支援等を積極的に行うことにより、県民及び事業主の子育て支援等への関心と理解を深めるよう努めるものとする。
- ウ 県民は、基本方針にのっとり、子ども及び子育てに対する関心を高め、地域における子育て支援等に協

力し、子どもを産み、育てやすい環境の整備に努めるものとする。

エ 事業主は、基本方針にのっとり、その事業の継続及び発展に努めることと併せ、労働者の職業生活と家庭生活との調和及び両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に努めるとともに、地域における子育て支援等に協力するよう努めるものとする。

(5) 子育て支援等の推進

ア 県は、市町村と連携協力して、次に掲げる施策その他必要な子育て支援等に関する施策を推進するとともに、子育て支援団体、県民及び事業主による子育て支援等の一層の促進のために必要な支援を行うものとする。

(ア) 希望のかなう結婚、妊娠及び出産を支援する施策

(イ) 安心して満ちた子育てと豊かな子どもの学びを支援する施策

(ウ) 安心して子育てができるための職業生活と家庭生活の両立を支援する施策

(エ) きずなを強め地域みんなで取り組む子育てを支援する施策

(オ) 特に支援が必要な子ども・家庭の健やかな生活を支援する施策

イ 知事は、子育て支援等に関する施策が総合的かつ着実に推進されるよう、施策の内容、実施方法等を示す子育て王国とっとり推進指針（以下「推進指針」という。）を定めるものとする。

ウ 知事は、推進指針を策定するときは、必要に応じて、子育て王国とっとり会議の意見を聴くものとする。

(6) 推進体制の整備等

ア (5)のウの意見を述べる等の事務を行わせるため、子育て王国とっとり会議を設置する。

イ 県は、県、市町村、保護者、子育て支援団体、県民及び事業主が連携して子育て支援等に取り組むために必要な推進体制を整備するものとする。

ウ 県は、子育て支援等に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(7) 施行期日

施行期日は、公布日とする。

◇鳥取県基金条例の一部改正について

1 条例の改正理由

(1) こども未来基金の用途を拡大する。

(2) 厚生労働大臣が定める財政安定化基金拠出率に変更されたことに伴い、後期高齢者医療財政安定化基金への拠出金の割合を変更する。

(3) 目的を終えた4つの基金を廃止する。

2 条例の概要

(1) 鳥取県こども未来基金の処分事由に、未来を担う子どもの健やかな成長に資する施策のうち、子どもの読書環境の充実、ジュニアスポーツの振興に準ずる経費に充てることを加える。

(2) 鳥取県後期高齢者医療財政安定化基金に対し、後期高齢者医療広域連合から徴収する拠出金の割合を10万分の44（現行 1万分の9）に変更する。

(3) 鳥取県障害者自立支援対策臨時特例基金、鳥取県妊婦健康診査支援基金、鳥取県ワクチン接種緊急促進基金及び鳥取県住民生活に光をそそぐ基金は、廃止する。

(4) 施行期日は、平成26年4月1日とする。

◇知事等の退職手当に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

鳥取県知事等の給与に関する有識者会議における意見を踏まえ、知事等の退職手当の支給及び算定方法について、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 知事等の退職手当は、任期満了に伴い再任された場合は原則として支給しない（現行 任期ごとに支給する）こととし、前後の在職期間を通算する。
- (2) 施行期日は、公布日とする。

◇鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

職員を派遣することにより、業務の円滑な実施の確保を通じた地域の振興及び住民の生活の向上等に関する諸施策の推進を図るため、職員を派遣する公益的法人等を追加する。

2 条例の概要

- (1) 職員を派遣することができる公益的法人等に鳥取県国民健康保険団体連合会を加える。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成26年4月1日とする。

◇鳥取県職員定数条例の一部改正について

1 条例の改正理由

職員の定数管理を適切に行うため、知事の事務部局の職員、教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員等の定数を改める。

2 条例の概要

- (1) 次のとおり職員の定数を改める。

区 分	定 数	
	改正後	現 行
知事の事務部局の職員	2,888人	2,910人
一般会計支弁に係る職員	2,878人	2,900人
教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員	2,318人	2,312人
県立学校の職員	2,064人	2,053人
県立学校の職員以外の職員	254人	259人
県費負担教職員	4,207人	4,202人

- (2) 施行期日は、平成26年4月1日とする。

◇鳥取県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例等の一部改正について

1 条例の改正理由

県の行政組織について、スポーツに関する事務（学校体育に関する事務を除く。）を教育委員会から知事部局に移管するほか、各部局の所掌事務を見直すことに伴い、関係する条例について所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 鳥取県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正
- ア スポーツに関する事務（学校体育に関する事務を除く。）は、知事が管理し、及び執行することとする。
- イ 題名を鳥取県教育委員会の権限及び事務処理の特例に関する条例に改める。
- (2) 鳥取県行政組織条例の一部改正
- ア 情報化の推進に関する事項を、総務部（現行 地域振興部）の所掌事務とする。
- イ 文化観光局を文化観光スポーツ局に改め、スポーツに関する事項（学校体育に関する事項を除く。）を所掌事務に加える。
- ウ 都市計画に関する事項を、県土整備部（現行 生活環境部）の所掌事務とする。
- エ 建設事業の評価に関する事項を、会計管理者（現行 総務部）の所掌事務とする。

- (3) 鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例、鳥取県立倉吉体育文化会館の設置及び管理に関する条例、鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例及び鳥取県スポーツ審議会条例の一部改正
(1)のアに伴い、所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日等
ア 施行期日は、平成26年4月1日とする。
イ 所要の経過措置等を講ずる。

◇鳥取県地方独立行政法人法施行条例の一部改正について

1 条例の改正理由

地方独立行政法人法の一部が改正され、出資等に係る不要財産の出資等団体への納付等の手続が定められたことに伴い、その対象とする重要な財産について定める。

2 条例の概要

- (1) 不要となったときは出資等をした団体への納付を要する重要な財産は、帳簿価額が50万円以上の固定資産（適正な見積価額が50万円に満たないものを除く。）とする。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成26年4月1日とする。

◇鳥取県附属機関条例の一部改正について

1 条例の改正理由

県行政に関する調査審議を行う附属機関について、新設、廃止、所掌の改正等を行う。

2 条例の概要

- (1) 鳥取力創造運動推進委員会など23の附属機関を新たに設置する。
- (2) 鳥取県精神医療審査会の名称及び調査審議する事項を改める。
- (3) 鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例見直し検討委員会など24の附属機関を廃止する。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日等
ア 施行期日は、平成26年4月1日とする。
イ 所要の経過措置を講ずるとともに、鳥取県立精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例について所要の規定の整備を行う。

条 例

子育て王国とっとり条例をここに公布する。

平成26年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第5号

子育て王国とっとり条例

子どもは、未来を創り、希望をもたらす大切な存在である。女性が安心して子どもを産み、誰もが育てる喜びを実感し、子どもの笑顔があふれ、全ての人が幸せに生活できる社会を実現することは、私たちみんなの願いである。

近年、核家族化、少子化、過疎化等の進行により、子どもを取り巻く環境が大きく変化している。子どもが健やかに育つことは、子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の担い手を育成するという未来への投資として地域全体で取り組むべき重要な課題である。

鳥取県では、従来より、妊娠及び出産から成人に至るまでの全般にわたって様々な施策に取り組んできた。平成22年に始まった「子育て王国とっとり」の取組は、豊かな自然や住民同士の強いきずなを生かし、子育てを地域全体で支えることを目指している。この取組が定着し、鳥取県が最も子育てしやすく住みやすい地域として、世代を超えて受け継がれるようにするため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、急速に少子化が進行し、家庭及び地域を取り巻く環境が変化していることが本県の将来に多大な影響を及ぼすことに鑑み、子育て王国と通りの取組の基本的な考え方を明らかにし、県及び市町村の責務並びに保護者、子育て支援団体、県民及び事業主の役割を定めるとともに、これらの者が連携協力して子育て支援等に取り組むために必要な事項を定め、もって女性が安心して子どもを産み、誰もが誇りと喜びを感じながら子どもを育て、子どもの成長を愛情を持って支える地域社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

2 この条例において「子育て支援等」とは、子どもの出産及び健やかな成長のための環境整備その他の子どもを産み、育てることに関するあらゆる支援、援助及び応援をいう。

3 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者であつて、子どもを現に監護するものをいう。

4 この条例において「子育て支援団体」とは、社会福祉法人、学校法人、特定非営利活動法人その他の団体であつて、子育て支援等を行うものをいう。

(基本的な考え方)

第3条 子育て王国と通りの取組は、次に掲げる事項を基本としなければならない。

- (1) 子どもの健全な成長が次代の社会の活力の維持に不可欠であるという認識の下、全ての子ども及び子どもを産み、育てる者が、状況に応じ最良の支援を受けられるようにすること。
- (2) 県、市町村、保護者、子育て支援団体、県民及び事業主が、家庭、学校、職場、地域社会等において、その役割を果たすとともに、必要に応じ連携協力すること。
- (3) 結婚、出産及び子育てに関する個人の価値観が十分に尊重されるよう配慮すること。
- (4) 地域の特性である自然環境、歴史及び伝統文化の豊かさ、人と人との結びつきの強さ、地域社会のまとまりの良さ等を十分に生かすこと。

(県の責務)

第4条 県は、前条の基本的な考え方（以下「基本方針」という。）にのっとり、子育て支援等に関する施策を総合的に推進するものとする。

- 2 県は、子育て支援等に関し専門性の高い施策及び広域的な対応が必要な施策を実施するとともに、子育て支援等に取り組む人材の確保及び育成に努めるものとする。
- 3 県は、市町村及び子育て支援団体がそれぞれの役割を果たし、県、市町村及び子育て支援団体が連携協力して子育て支援等を行うことができるよう必要な助言及び適切な援助に努めるものとする。
- 4 県は、基本方針に対する保護者、県民及び事業主の理解を深め、県民及び事業主が子育て支援等に協力するよう努めるものとする。

(市町村の責務)

第5条 市町村は、子育てしやすい地域社会の形成に関し重要な役割を担っていることから、基本方針にのっとり、子育て支援等に取り組む人材の確保及び育成を図り、適切な子育て支援等に関する施策を実施するよう努めるものとする。

- 2 市町村は、県、保護者、子育て支援団体、県民及び事業主と連携協力して子育て支援等に取り組む体制を整備するよう努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 保護者は、自らが子育てについての第一義的責任を有することを自覚して、子どもを大切に、子どもに生活に必要な習慣を身に付けさせるとともに、子どもが心身共に健やかに成長するよう努めるものとする。

- 2 保護者は、前項の役割を果たすため、それぞれの子どもに応じた最良の子育て支援等を受けるよう努めるものとする。

(子育て支援団体の役割)

第7条 子育て支援団体は、基本方針にのっとり、子育て支援等に関する専門的な知識及び経験を生かすとともに、子育て支援等を積極的に行うことにより、県民及び事業主の子育て支援等への関心と理解を深めるよう努めるものとする。

- 2 子育て支援団体は、県、市町村、保護者、県民及び事業主と連携協力して子育て支援等に取り組むよう努めるものとする。

(県民の役割)

第8条 県民は、基本方針にのっとり、子ども及び子育てに対する関心を高め、地域における子育て支援等に協力し、子どもを産み、育てやすい環境の整備に努めるものとする。

(事業主の役割)

第9条 事業主は、基本方針にのっとり、その事業の継続及び発展に努めることと併せ、労働者の職業生活と家庭生活との調和及び両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に努めるとともに、地域における子育て支援等に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業主は、職場の慣行、雰囲気その他の事情により職場における出産及び子育てを支援する制度の活用が妨げられることのないよう、労働者の意識啓発及び労働者相互の理解促進に特に配慮し、希望する全ての女性が安心して子どもを産むことができる条件整備を行うとともに、男女を問わず子育てしやすい職場とするよう努めるものとする。

(子育て支援等の推進)

第10条 県は、市町村と連携協力して、別表に掲げる施策その他必要な子育て支援等に関する施策を推進するものとする。

- 2 県は、子育て支援団体、県民及び事業主による子育て支援等の一層の促進のために必要な支援を行うものとする。

(子育て王国とっとり推進指針)

第11条 知事は、子育て支援等に関する施策が総合的かつ着実に推進されるよう、施策の内容、実施方法等を示す子育て王国とっとり推進指針（以下「推進指針」という。）を定めるものとする。

- 2 知事は、推進指針を策定するときは、必要に応じて、子育て王国とっとり会議の意見を聴くものとする。

(子育て王国とっとり会議)

第12条 次に掲げる事務を行わせるため、子育て王国とっとり会議を設置する。

- (1) 前条第2項の規定により、知事に意見を述べること。
- (2) その他この条例の施行に関する重要事項について調査審議すること。

2 子育て王国とっとり会議は、前項に掲げる事務のほか、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第4項に掲げる事務を処理するものとする。

3 子育て王国とっとり会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（推進体制の整備）

第13条 県は、県、市町村、保護者、子育て支援団体、県民及び事業主が連携して子育て支援等に取り組むために必要な推進体制を整備するものとする。

（財政上の措置）

第14条 県は、子育て支援等に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第10条関係）

区分	施策の主な内容
希望のかなう結婚、妊娠及び出産を支援する施策	1 結婚を望む者が、自らが望む形で地域を舞台に結婚することができるよう、出会いから結婚に至るまでを支援すること。 2 職場や地域において安心して喜びに満ちた結婚、妊娠及び出産ができる環境の整備を図ること。 3 妊娠、出産、不妊等に関する情報提供及び相談体制の充実、不妊治療への助成等により、妊娠及び出産に対して支援すること。 4 妊産婦及び乳幼児の保健及び医療に係る体制の充実、子どもの病気の予防、早期発見及び治療の支援、小児医療費等の助成等により、安全かつ安心な妊娠、出産及び子育てができる保健及び医療の整備を図ること。 5 子どもに対して、命の大切さ並びに性、妊娠及び出産に関する正しい知識を教える等、親になるために必要な教育を推進すること。
安心して満ちた子育てと豊かな子どもの学びを支援する施策	1 保護者の多様な希望に対応した保育所及び認定こども園における保育、幼稚園における預かり保育、事業所内保育、家庭的保育事業等を充実し、待機児童を出さないように、提供する保育の量を確保すること。 2 地域子育て支援拠点、放課後児童クラブ、放課後等デイサービス、放課後子ども教室、学校支援ボランティア、家庭教育支援チームその他の地域での子育てを支援すること。 3 保育士、幼稚園教諭等を支援する体制の構築、これらの者の専門性を高める研修の実施等により、保育及び幼児教育の質を確保すること。 4 保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び児童発達支援又は医療型児童発達支援を提供している施設（以下「保育所等」という。）において、発達段階に応じた基本的な知識及び技能を習得させ、それらを活用できる思考力、判断力、表現力等を育成する取組を充実させること。 5 子どもの体力向上及び健やかな体づくりのための取組並びに地域の文化財、歴史、伝統文化等に親しみ、理解を深める取組を推進すること。 6 保育所等において自他の命を大切にすることを育成する取組を充実させること。 7 保育所等における安全の確保並びに施設及び設備の整備、保護者に対する学習の機会及び情報の提供等により、保育及び教育に関する環境の改善を図ること。 8 保育所、認定こども園、幼稚園及び児童発達支援センターの保育料その他の子育てに関する経済的負担を軽減すること。 9 森、海、川等で行われる自然体験活動を基軸にした教育及び保育の取組を支援すること。
安心して子育てができる	1 県民の一人一人が、誇りを持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭、

<p>ための職業生活と家庭生活の両立を支援する施策</p>	<p>地域社会等においても充実した生き方が実現できる社会を推進すること。</p> <p>2 育児休業の取得に対する支援、子育てのための短時間勤務等の制度化、長時間労働の抑制、休暇等が取得しやすい職場風土づくり等により、安心して子育てができる就労環境の整備を図ること。</p>
<p>きずなを強め地域みんなで取り組む子育てを支援する施策</p>	<p>1 積極的に育児に参加する日を設定して啓発を行う等により、社会全体で子育てに取り組む機運の醸成を図ること。</p> <p>2 特定非営利活動法人、子育てサークルその他の団体及び個人の子育て支援等の活動を促進すること。</p> <p>3 子どもが多様な世代と交流しながら遊び、伝統芸能その他の活動を行う場を提供すること。</p> <p>4 家庭における学習習慣及び正しい生活習慣の啓発、祖父母等が子育てに関わりやすい環境の整備、地域における青少年団体の活動その他の地域ぐるみで子どもに関わる活動の支援等により、家庭及び地域の教育力の向上を図ること。</p> <p>5 子どもたちへの本の読み聞かせ、図書館での児童サービスその他の子どもの情緒、知識及び好奇心を育む取組を支援及び促進すること。</p> <p>6 企業、店舗等が行う子育て家庭へのサービスの提供その他の子育て支援等の取組を促進すること。</p>
<p>特に支援が必要な子ども・家庭の健やかな生活を支援する施策</p>	<p>1 保護者がいない又は保護者に養育させることが適当でないと認められる子どもの社会的自立の支援及び援助を行うこと。</p> <p>2 児童虐待の予防、早期発見、早期対応その他の児童虐待の対策を行うこと。</p> <p>3 ひとり親家庭に対する相談体制の充実、就業支援等により、ひとり親家庭の自立を支援すること。</p> <p>4 障がい児が地域で安全かつ安心して生活できるよう、人生の段階に応じた支援を行い、並びに障がい児に対する理解及び関心を深めること。</p> <p>5 不登校、ひきこもり等の困難を抱える子どもに対して必要な支援を行うこと。</p>

鳥取県基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第6号

鳥取県基金条例の一部を改正する条例

鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前					
別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）					別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）					
名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由	名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由	
略					略					
15 鳥取県森林環境保全基金	鳥取県税条例の規定により森林環境の保全に資するため加算された県民税を森林環境の保全及び森林を <u>全</u> ての県民で守り育てる意識の醸成に資する施策に要する費用に充てること。	鳥取県税条例第53条の19及び第53条の20の規定による加算額に係る収納額に相当する額から賦課徴収に要する費用を控除して得た額のうち、一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当 (2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。	15 鳥取県森林環境保全基金	鳥取県税条例の規定により森林環境の保全に資するため加算された県民税を森林環境の保全及び森林を <u>す</u> べての県民で守り育てる意識の醸成に資する施策に要する費用に充てること。	鳥取県税条例第53条の19及び第53条の20の規定による加算額に係る収納額に相当する額から賦課徴収に要する費用を控除して得た額のうち、一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当 (2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。	
16 鳥取県	障害者の日常生活		一般会計歳入	一般会計歳入歳出	鳥取県	障害者の日常生活		一般会計歳入	一般会計歳入歳出	県又は市町村が行う次の

						障害者自立支援対策臨時特例基金	活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく制度の円滑な運営及び福祉・介護人材の確保を図ること。	歳出予算に定める額	予算に計上して当該基金に積立て	事業のために必要な経費の財源に充てるとき。 （1） 障害者総合支援法による障害福祉サービスを提供する事業者に対する運営の安定化等を図る措置のための事業 （2） 障害者総合支援法による新しい事業体系への移行等のための円滑な実施を図る措置のための事業 （3） 福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置のための事業 （4） その他障害者総合支援法及び福祉・介護人材の確保対策の円滑な実施のために緊急に必要とされる事業	
16	鳥取県	未来を担う子どもやかな成長に資する	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に	当該基金の設置目的を達成するために必要な次の経費の財源に充	17	鳥取県	未来を担う子どもやかな成長に資する	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に	当該基金の設置目的を達成するために必要な次の経費の財源に充

	金	施策のため県に寄附された寄附金を、当該施策の実施に要する経費に充てること。	積立て	てるとき。 (1) 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書環境の充実に係る経費 (2) ジュニアスポーツ（子どもが行うスポーツをいう。）の振興に係る経費 (3) <u>未来を担う子どもの健やかな成長に資する施策に係る経費のうち、(1)及び(2)に掲げる経費に準ずるもの</u>		金	施策のため県に寄附された寄附金を、当該施策の実施に要する経費に充てること。	積立て	てるとき。 (1) 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書環境の充実に係る経費 (2) ジュニアスポーツ（子どもが行うスポーツをいう。）の振興に係る経費
17	鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金	失業者に対する短期の就業機会の提供及び能力開発、就業相談、住宅の確保その他の支援を行うとともに、就業している者の処遇の改善等を支援す	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる時。	18	鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金	失業者に対する短期の就業機会の提供及び能力開発、就業相談、住宅の確保その他の支援を行うとともに、就業している者の処遇の改善等を支援す	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる時。

	ることに より、労 働者の生 活の安定 を図ること。								
18	略								
19	略								
20	略								
21	略								
22	略								
23	略								
24	略								
25	略								
26	略								
27	略								
28	鳥 取県 域内の 医療に 係る課 題の解 決を図 るため 、医療 機能の 強化、 医師等 の確保 等を計 画的に 行う施 策の実 施に要 する経 費に充 てること。	一般会 計歳入 歳出予 算に定 める額	一般会計 歳入歳 出予算 に計上 して当 該基金 に積立 て	当該基金の 設置目的を達 成するために 必要な経費の 財源に充てる とき。	29	略			
29	略								
30	鳥 取県 域内の 医療に 係る課 題の解 決を図 るため 、医療 機能の 強化、 医師等 の確保 等を計 画的に 行う施 策の実 施に要 する経 費に充 てること。	一般会 計歳入 歳出予 算に定 める額	一般会計 歳入歳 出予算 に計上 して当 該基金 に積立 て	当該基金の 設置目的を達 成するために 必要な経費の 財源に充てる とき。	31	鳥 取県 域内の 子宮頸 がん予 防ワク チン、 ヒブ ワクチ ン及び 小児	一般会 計歳入 歳出予 算に定 める額	一般会計 歳入歳 出予算 に計上 して当 該基金 に積立 て	当該基金の 設置目的を達 成するために 必要な経費の 財源に充てる とき。

定化 基金	療広域連 合に対し て保険料 率の増加 の抑制を 図るため の交付金 を交付す る事業に 必要な費 用に充て ること。	金等 及び 後期 高齢 者医 療の 国庫 負担 金の 算定 等に 関す る政 令第 19条 第1 項の 条例 で定 める 割合 は、 <u>10万</u> <u>分の</u> <u>44</u> と す る。		定化 基金	療広域連 合に対し て保険料 率の増加 の抑制を 図るため の交付金 を交付す る事業に 必要な費 用に充て ること。	金等 及び 後期 高齢 者医 療の 国庫 負担 金の 算定 等に 関す る政 令第 19条 第1 項の 条例 で定 める 割合 は、 <u>1万</u> <u>分の</u> <u>9</u> と す る。	
----------	----------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	----------	----------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

知事等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月 25 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第 7 号

知事等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

知事等の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(退職手当の支給)</p> <p>第 2 条 この条例の規定による退職手当は、知事、副知事、病院事業の管理者、常勤の監査委員及び教育長（以下「知事等」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。<u>ただし、知事等が任期満了により退職した後に当該任期満了に伴う選挙、選任又は任命により再び知事等となったときは、支給しない。</u></p> <p>2 <u>前項ただし書の規定にかかわらず、この条例の規定による退職手当は、知事等の任期ごとに支給することができる。</u></p> <p>3 略</p> <p>4 <u>この条例の規定による退職手当は、知事等で欠格事由に該当して失職した者（成年被後見人又は被保佐人となったことにより失職した者を除く。）には支給しない。</u></p> <p>(知事等の退職手当)</p> <p>第 3 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>前項に規定する知事等としての引き続きいた在職期間には、知事等が退職した後に再び知事等となった場合の前の知事等としての在職期間（第 2 条第 2 項の規定によりその者に支給された退職手当の算定の基礎となった勤続期間を除く。）を含むものとする。</u></p> <p>4 <u>前 2 項の規定による在職期間の計算は、知事等となった日から退職した日までの月数による。この場合における月数は、暦に従って計算し、1 月に満たない端数を生じたときは、1 月とする。</u></p>	<p>(退職手当の支給)</p> <p>第 2 条 この条例の規定による退職手当は、知事、副知事、病院事業の管理者、常勤の監査委員及び教育長（以下「知事等」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。</p> <p>2 <u>知事等の退職手当の支給は、当該知事等の任期ごとに行う。</u></p> <p>3 略</p> <p>4 <u>第 1 項の規定による退職手当は、知事等で欠格事由に該当して失職した者（成年被後見人又は被保佐人となったことにより失職した者を除く。）には支給しない。</u></p> <p>(知事等の退職手当)</p> <p>第 3 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>前項の規定による在職期間の計算は、知事等となった日から退職した日までの月数による。この場合における月数は、暦に従って計算し、1 月に満たない端数を生じたときは、1 月とする。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第8号

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者（法第2条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）は、地域医療を担う公的病院を開設している公益的法人等であって知事が別に定めるものとの間の取決めにに基づき医師である職員（次項に定める職員を除く。以下この項において同じ。）を派遣することができるほか、次に掲げる公益的法人等との間の取決めにに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員を派遣することができる。</p> <p>(1) 一般社団法人又は一般財団法人のうち次に掲げるもの ア～サ 略 シ <u>一般財団法人自治体国際化協会</u></p> <p>(2)・(3) 略 <u>(4) 鳥取県国民健康保険団体連合会</u></p> <p>2・3 略</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者（法第2条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）は、地域医療を担う公的病院を開設している公益的法人等であって知事が別に定めるものとの間の取決めにに基づき医師である職員（次項に定める職員を除く。以下この項において同じ。）を派遣することができるほか、次に掲げる公益的法人等との間の取決めにに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員を派遣することができる。</p> <p>(1) 一般社団法人又は一般財団法人のうち次に掲げるもの ア～サ 略 シ <u>財団法人自治体国際化協会（昭和63年7月1日に財団法人自治体国際化協会という名称で設立された法人をいう。）</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2・3 略</p>

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第9号

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県職員定数条例（平成6年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(定数) 第2条 職員の定数は、次のとおりとする。 (1) 知事の事務部局の職員 <u>2,888人</u> ア 一般会計支弁に係る職員 <u>2,878人</u> イ 略 (2) 教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員 <u>2,318人</u> ア 県立学校の職員 <u>2,064人</u> イ アに掲げる職員以外の職員 <u>254人</u> (3)～(9) 略 (10) 県費負担教職員 <u>4,207人</u> 2 略	(定数) 第2条 職員の定数は、次のとおりとする。 (1) 知事の事務部局の職員 <u>2,910人</u> ア 一般会計支弁に係る職員 <u>2,900人</u> イ 略 (2) 教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員 <u>2,312人</u> ア 県立学校の職員 <u>2,053人</u> イ アに掲げる職員以外の職員 <u>259人</u> (3)～(9) 略 (10) 県費負担教職員 <u>4,202人</u> 2 略

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

鳥取県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月 25 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第10号

鳥取県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例

(鳥取県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第 1 条 鳥取県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<u>鳥取県教育委員会の権限及び事務処理の特例に関する条例</u>	<u>鳥取県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例</u>
(趣旨) 第 1 条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。 <u>以下「法」という。</u> ） <u>第24条の 2 第 1 項及び第55条第 1 項の規定に基づき、鳥取県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限及び事務処理の特例</u> に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第 1 条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第 1 項の規定に基づき、鳥取県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する <u>事務の一部を市町村が処理すること</u> に関し必要な事項を定めるものとする。
<u>(権限の特例)</u>	
第 2 条 <u>法第24条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる教育に関する事務は、知事が管理し、及び執行する。</u>	
<u>(事務処理の特例)</u>	<u>(市町村が処理する事務の範囲)</u>
第 3 条 <u>教育委員会の権限に属する次に掲げる事務は、市町村が処理する。</u> (1)～(4) 略	第 2 条 次に掲げる事務は、市町村が処理する。 (1)～(4) 略

(鳥取県行政組織条例の一部改正)

第 2 条 鳥取県行政組織条例（平成 6 年鳥取県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(設置) 第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第 1 項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、同項後段に規定する知事の直近下位の内部組織として、次の部局を置く。 未来づくり推進局	(設置) 第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第 1 項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、同項後段に規定する知事の直近下位の内部組織として、次の部局を置く。 未来づくり推進局

危機管理局
 総務部
 地域振興部
文化観光スポーツ局
 福祉保健部
 生活環境部
 商工労働部
 農林水産部
 県土整備部

(総務部の所掌事務)

第5条 総務部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(11) 略
 (12) 情報化の推進に関する事項
 (13) 略

(地域振興部の所掌事務)

第6条 地域振興部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(3) 略

(4) 略
(5) 略
(6) 略

(文化観光スポーツ局の所掌事務)

第7条 文化観光スポーツ局の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(3) 略
 (4) スポーツに関する事項(学校における体育に関する事項を除く。)

(生活環境部の所掌事務)

第9条 生活環境部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(7) 略
 (8) 建築に関する事項
 (9)～(14) 略

(県土整備部の所掌事務)

第12条 県土整備部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)・(2) 略
(3) 都市計画に関する事項
(4) 略

危機管理局
 総務部
 地域振興部
文化観光局
 福祉保健部
 生活環境部
 商工労働部
 農林水産部
 県土整備部

(総務部の所掌事務)

第5条 総務部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(11) 略
 (12) 建設事業の評価に関する事項
 (13) 略

(地域振興部の所掌事務)

第6条 地域振興部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(3) 略
(4) 情報化の推進に関する事項
(5) 略
(6) 略
(7) 略

(文化観光局の所掌事務)

第7条 文化観光局の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(3) 略

(生活環境部の所掌事務)

第9条 生活環境部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(7) 略
 (8) 都市計画及び建築に関する事項
 (9)～(14) 略

(県土整備部の所掌事務)

第12条 県土整備部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)・(2) 略
(3) 略

<p>(5) 略 (6) 略</p> <p>(部局以外の組織及び分掌事務)</p> <p>第15条 第2条の規定にかかわらず、会計事務に関する事項、<u>建設事業の評価に関する事項及び庶務の集中処理に関する事項</u>を分掌させるため、会計管理者を部局の外に置く。</p> <p>2～4 略</p>	<p>(4) 略 (5) 略</p> <p>(部局以外の組織及び分掌事務)</p> <p>第15条 第2条から前条までの規定にかかわらず、会計事務に関する事項及び庶務の集中処理に関する事項を分掌させるため、会計管理者を部局の外に置く。</p> <p>2～4 略</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年鳥取県条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条 <u>知事</u>は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって、<u>知事</u>が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、社会体育施設に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、社会体育施設の管理に関する業務のうち、知事のみ の権限に属する事務を除く業務</p> <p>(指定管理者の選定の特例)</p> <p>第4条 <u>知事</u>は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年鳥取県条例第67号)第6条第1項第1号及び第3項の規定により、同条例第4条第1項及び第5条の規定によらず、鳥取県立武道館の指定管理者の候補者を選定するものとする。</p> <p>(指定管理者の管理の期間)</p> <p>第5条 指定管理者が第3条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する<u>知事</u>の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から5年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</p> <p>(開館時間及び休館日)</p> <p>第6条 社会体育施設の開館時間は、指定管理者があ</p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条 <u>教育委員会</u>は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって、<u>教育委員会</u>が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、社会体育施設に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、社会体育施設の管理に関する業務のうち、<u>知事及び教育委員会</u>のみの権限に属する事務を除く業務</p> <p>(指定管理者の選定の特例)</p> <p>第4条 <u>教育委員会</u>は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年鳥取県条例第67号)第6条第1項第1号及び第3項の規定により、同条例第4条第1項及び第5条の規定によらず、鳥取県立武道館の指定管理者の候補者を選定するものとする。</p> <p>(指定管理者の管理の期間)</p> <p>第5条 指定管理者が第3条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する<u>教育委員会</u>の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から5年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</p> <p>(開館時間及び休館日)</p> <p>第6条 社会体育施設の開館時間は、指定管理者があ</p>

<p>らかじめ<u>知事</u>の承認を得て定める。</p> <p>2 社会体育施設の休館日は、指定管理者があらかじめ<u>知事</u>の承認を得て定める。</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可（以下「利用許可」という。）をしなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 前3号に掲げる場合のほか、社会体育施設の管理上支障があるものとして<u>規則</u>で定める場合に該当するとき。</p> <p>3 略</p> <p>(行為の制限等)</p> <p>第8条 社会体育施設においては、次の行為をしてはならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、<u>規則</u>で定める行為</p> <p>2 略</p> <p>(利用許可の取消し)</p> <p>第10条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例若しくはこの条例に基づく<u>規則</u>又はこれらの規定に基づく処分違反したとき。</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>(<u>規則</u>への委任)</p> <p>第13条 この条例に定めるもののほか、社会体育施設の管理に関する事項は、<u>規則</u>で定める。</p>	<p>らかじめ<u>教育委員会</u>の承認を得て定める。</p> <p>2 社会体育施設の休館日は、指定管理者があらかじめ<u>教育委員会</u>の承認を得て定める。</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可（以下「利用許可」という。）をしなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 前3号に掲げる場合のほか、社会体育施設の管理上支障があるものとして<u>教育委員会規則</u>で定める場合に該当するとき。</p> <p>3 略</p> <p>(行為の制限等)</p> <p>第8条 社会体育施設においては、次の行為をしてはならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、<u>教育委員会規則</u>で定める行為</p> <p>2 略</p> <p>(利用許可の取消し)</p> <p>第10条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例若しくはこの条例に基づく<u>教育委員会規則</u>又はこれらの規定に基づく処分違反したとき。</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>(<u>教育委員会規則</u>への委任)</p> <p>第13条 この条例に定めるもののほか、社会体育施設の管理に関する事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(鳥取県立倉吉体育文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 鳥取県立倉吉体育文化会館の設置及び管理に関する条例（昭和56年鳥取県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条 <u>知事</u>は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって、<u>知事</u>が指定するも</p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条 <u>教育委員会</u>は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって、<u>教育委員会</u></p>

の（以下「指定管理者」という。）に、体育文化会館に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。

- (1) 略
 (2) 前号に掲げるもののほか、体育文化会館の管理に関する業務のうち、知事のみの権限に属する事務を除く業務

(指定管理者の管理の期間)

第4条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から5年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(開館時間及び休館日)

第5条 体育文化会館の開館時間は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。
 2 体育文化会館の休館日は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

(利用の許可)

第6条 略
 2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可（以下「利用許可」という。）をしなければならない。
 (1)～(3) 略
 (4) 前3号に掲げる場合のほか、体育文化会館の管理上支障があるものとして規則で定める場合に該当するとき。
 3 略

(行為の制限等)

第7条 体育文化会館においては、次の行為をしてはならない。
 (1)～(3) 略
 (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める行為
 2 略

(利用許可の取消し)

第9条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、体育文化会館に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。

- (1) 略
 (2) 前号に掲げるもののほか、体育文化会館の管理に関する業務のうち、知事及び教育委員会のみの権限に属する事務を除く業務

(指定管理者の管理の期間)

第4条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する教育委員会の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から5年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(開館時間及び休館日)

第5条 体育文化会館の開館時間は、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定める。
 2 体育文化会館の休館日は、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定める。

(利用の許可)

第6条 略
 2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可（以下「利用許可」という。）をしなければならない。
 (1)～(3) 略
 (4) 前3号に掲げる場合のほか、体育文化会館の管理上支障があるものとして教育委員会規則で定める場合に該当するとき。
 3 略

(行為の制限等)

第7条 体育文化会館においては、次の行為をしてはならない。
 (1)～(3) 略
 (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会規則で定める行為
 2 略

(利用許可の取消し)

第9条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

<p>(1) この条例若しくはこの条例に基づく<u>規則</u>又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>(<u>規則</u>への委任)</p> <p>第12条 この条例に定めるもののほか、体育文化会館の管理に関する事項は、<u>規則</u>で定める。</p>	<p>(1) この条例若しくはこの条例に基づく<u>教育委員会規則</u>又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>(<u>教育委員会規則</u>への委任)</p> <p>第12条 この条例に定めるもののほか、体育文化会館の管理に関する事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例(平成9年鳥取県条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条 <u>知事</u>は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって、<u>知事</u>が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、産業体育館に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、産業体育館の管理に関する業務のうち、知事のみ の権限に属する事務を除く業務</p> <p>(指定管理者の管理の期間)</p> <p>第4条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する<u>知事</u>の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から5年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</p> <p>(開館時間及び休館日)</p> <p>第5条 産業体育館の開館時間は、指定管理者があらかじめ<u>知事</u>の承認を得て定める。</p> <p>2 産業体育館の休館日は、指定管理者があらかじめ<u>知事</u>の承認を得て定める。</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可(以下「利用許可」という。)をしなければならない。</p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条 <u>教育委員会</u>は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって、<u>教育委員会</u>が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、産業体育館に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、産業体育館の管理に関する業務のうち、<u>知事及び教育委員会</u>のみ の権限に属する事務を除く業務</p> <p>(指定管理者の管理の期間)</p> <p>第4条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する<u>教育委員会</u>の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から5年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</p> <p>(開館時間及び休館日)</p> <p>第5条 産業体育館の開館時間は、指定管理者があらかじめ<u>教育委員会</u>の承認を得て定める。</p> <p>2 産業体育館の休館日は、指定管理者があらかじめ<u>教育委員会</u>の承認を得て定める。</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可(以下「利用許可」という。)をしなければならない。</p>

<p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 前3号に掲げる場合のほか、産業体育館の管理上支障があるものとして<u>規則</u>で定める場合に該当するとき。</p> <p>3 略</p> <p>(行為の制限等)</p> <p>第7条 産業体育館においては、次の行為をしてはならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、<u>規則</u>で定める行為</p> <p>2 略</p> <p>(利用許可の取消し)</p> <p>第9条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例若しくはこの条例に基づく<u>規則</u>又はこれらに基づく処分に違反したとき。</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>(<u>規則</u>への委任)</p> <p>第12条 この条例に定めるもののほか、産業体育館の管理に関する事項は、<u>規則</u>で定める。</p>	<p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 前3号に掲げる場合のほか、産業体育館の管理上支障があるものとして<u>教育委員会規則</u>で定める場合に該当するとき。</p> <p>3 略</p> <p>(行為の制限等)</p> <p>第7条 産業体育館においては、次の行為をしてはならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、<u>教育委員会規則</u>で定める行為</p> <p>2 略</p> <p>(利用許可の取消し)</p> <p>第9条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例若しくはこの条例に基づく<u>教育委員会規則</u>又はこれらに基づく処分に違反したとき。</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>(<u>教育委員会規則</u>への委任)</p> <p>第12条 この条例に定めるもののほか、産業体育館の管理に関する事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(鳥取県スポーツ審議会条例の一部改正)

第6条 鳥取県スポーツ審議会条例(平成24年鳥取県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(組織)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 委員は、学校体育、生涯スポーツ、障がい者スポーツ、競技スポーツその他スポーツに関する学識経験を有する者のうちから、<u>知事</u>が任命する。</p> <p>(臨時委員)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験を有する者のうちから、<u>知事</u>が任命する。</p> <p>3 略</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 審議会の庶務は、<u>文化観光スポーツ局</u>におい</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 委員は、学校体育、生涯スポーツ、障がい者スポーツ、競技スポーツその他スポーツに関する学識経験を有する者のうちから、<u>教育委員会</u>が任命する。</p> <p>(臨時委員)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験を有する者のうちから、<u>教育委員会</u>が任命する。</p> <p>3 略</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 審議会の庶務は、<u>鳥取県教育委員会事務局</u>に</p>

て処理する。	において処理する。
--------	-----------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第24条の2第1項第1号に掲げる教育に関する事務（以下「移管事務」という。）について鳥取県教育委員会がした処分その他の行為は、知事がした処分その他の行為とみなす。

- 3 施行日前に移管事務に関して鳥取県教育委員会に対して行われた申請その他の行為で施行日までに処分その他の行為がなされていないものについては、知事に対して申請その他の行為が行われたものとみなして、知事が処分その他の行為を行う。

(鳥取県間伐材搬出等事業助成条例の一部改正)

- 4 鳥取県間伐材搬出等事業助成条例（平成13年鳥取県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(雑則)</p> <p>第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。</p>	<p>(雑則)</p> <p>第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事（<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合</u>にあつては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第14条第2項に規定する農林水産部長）が別に定める。</p>

(鳥取県国民健康保険財政調整交付金条例の一部改正)

- 5 鳥取県国民健康保険財政調整交付金条例（平成17年鳥取県条例第66号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(調整交付金の種類)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 普通調整交付金は、次に掲げるものの市町村間における格差を勘案して、各市町村に対し、知事が調整交付金交付要綱で定めるところにより算出した額を交付する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3～6 略</p>	<p>(調整交付金の種類)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 普通調整交付金は、次に掲げるものの市町村間における格差を勘案して、各市町村に対し、知事（<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合</u>にあつては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第14条第2項に規定する福祉保健部長。以下同じ。）が調整交付金交付要綱で定めるところにより算出した額を交付する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3～6 略</p>

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部改正)

- 6 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例(平成18年鳥取県条例第62号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(報告)</p> <p>第2条 法第38条の2第3項に規定する精神科病院の管理者は、同項に規定する当該精神科病院に入院中の任意入院者の症状その他厚生労働省令で定める事項について、当該精神科病院の所在地を所管する保健所長を経由して知事に報告しなければならない。</p>	<p>(報告)</p> <p>第2条 法第38条の2第3項に規定する精神科病院の管理者は、同項に規定する当該精神科病院に入院中の任意入院者の症状その他厚生労働省令で定める事項について、当該精神科病院の所在地を所管する保健所長を経由して知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあつては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第14条第2項に規定する福祉保健部長。以下同じ。)に報告しなければならない。</p>

鳥取県地方独立行政法人法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月 25 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第11号

鳥取県地方独立行政法人法施行条例の一部を改正する条例

鳥取県地方独立行政法人法施行条例（平成18年鳥取県条例第61号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>（出資等に係る重要な財産）</u></p> <p>第2条 法第6条第4項の条例で定める重要な財産は、<u>帳簿価額が50万円以上の固定資産（適正な見積価額が50万円に満たないものを除く。）とする。</u></p> <p>（委員会の組織）</p> <p>第3条 法第11条第1項に規定する地方独立行政法人<u>評価委員会（以下「委員会」という。）</u>は、地方独立行政法人ごとに設置する。</p> <p>2～5 略</p> <p>（委員会の庶務）</p> <p>第8条 委員会の庶務は、<u>地方独立行政法人を所管する知事の事務部局</u>において処理する。</p> <p>（委任）</p> <p>第9条 <u>第3条から前条までに定めるもののほか</u>、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。</p> <p><u>（処分等の制限に係る重要な財産）</u></p> <p>第10条 法第44条第1項の条例で定める重要な財産は、<u>適正な見積価額が7,000万円以上の不動産（土地については、その面積が1件2万平方メートル以上のものに限る。）</u>、<u>動産</u>又は不動産の信託の受益権とする。</p>	<p><u>（所掌事務）</u></p> <p>第2条 法第11条第1項に規定する地方独立行政法人<u>評価委員会（以下「委員会」という。）</u>は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p><u>（1） 地方独立行政法人の業務の実績に関する評価に関すること。</u></p> <p><u>（2） その他法によりその権限に属させられた事項を処理すること。</u></p> <p>（委員会の組織）</p> <p>第3条 <u>委員会は、地方独立行政法人を所管する知事の事務部局（以下「所管部局」という。）</u>において、地方独立行政法人ごとに設置する。</p> <p>2～5 略</p> <p>（委員会の庶務）</p> <p>第8条 委員会の庶務は、<u>所管部局の機関</u>において処理する。</p> <p>（委任）</p> <p>第9条 <u>第2条から前条までに定めるもののほか</u>、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。</p> <p><u>（重要な財産）</u></p> <p>第10条 法第44条第1項の条例で定める重要な財産は、<u>予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法により譲渡し、又は担保に供しようとする場合にあっては、その適正な見積価額）</u>が7,000万円以上の不動産（土地については、その面積が1件2万平方メートル以上のものに限る。）<u>若しくは動産</u>又は不動産の信託の受益権とする。</p>

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第12号

鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項
略		略	
鳥取県情報公開審議会	鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第22条各号に掲げる事項	鳥取県情報公開審議会	鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第22条各号に掲げる事項
鳥取力創造運動推進委員会	鳥取力創造運動の推進に関する事項		
鳥取県防災会議	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第14条第2項各号に掲げる事項	鳥取県防災会議	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第14条第2項各号に掲げる事項
鳥取県地震防災調査研究委員会	地震による被害の想定の見直しに関する事項	鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例見直し検討委員会	鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例（平成21年鳥取県条例第43号）の改正に関する事項
鳥取県津波対策検討委員会	津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に規定する津波浸水想定の設定その他の津波防災対策に関する事項		
略		略	
鳥取県新鳥取県史編さん委員会	新鳥取県史編さん事業の基本方針及び新鳥取県史の刊行計画等に関する事項	鳥取県新鳥取県史編さん委員会	新鳥取県史編さん事業の基本方針及び新鳥取県史の刊行計画等に関する事項
鳥取県中山間地域等活性化・移住定住促進協議会	中山間地域等の振興及び移住定住の促進に関する事項		
略		略	
鳥取県男女共同参画推進企業認定委員会	鳥取県男女共同参画推進企業の認定に関する事項	鳥取県男女共同参画推進企業認定委員会	鳥取県男女共同参画推進企業の認定に関する事項
		鳥取県東部地区中山間地域振興協議会	中山間地域の振興のための施策に関する事項
		鳥取県八頭地区中	

		山間地域振興協議会	
		鳥取県中部地区中山間地域振興協議会	
		鳥取県西部地区中山間地域振興協議会	
		鳥取県日野地区中山間地域振興協議会	
略		略	
とっとり伝統芸能まつり出演団体選定委員会	とっとり伝統芸能まつりの出演団体の選定並びに開催日及び開催場所の決定に関する事項	とっとり伝統芸能まつり出演団体選定委員会	とっとり伝統芸能まつりの出演団体の選定並びに開催日及び開催場所の決定に関する事項
鳥取県スポーツ審議会	鳥取県スポーツ審議会条例（平成24年鳥取県条例第6号）第2条第1項に規定する事項		
2020東京オリンピック・パラリンピック関連事業検討委員会	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の選手の育成、合宿の誘致その他の関連事業に関する事項		
まんが王国とっとり国際マンガコンテスト審査委員会	まんが王国とっとり国際マンガコンテストの被表彰作品の選考に関する事項		
略		略	
鳥取県福祉のまちづくり推進協議会	福祉のまちづくりのための施設等の整備基準及び福祉のまちづくりの推進のために必要な施策に関する事項	鳥取県福祉のまちづくり推進協議会	福祉のまちづくりのための施設等の整備基準及び福祉のまちづくりの推進のために必要な施策に関する事項
鳥取県精神保健福祉医療協議会	(1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第12条に規定する事項	鳥取県精神医療審査会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第12条に規定する事項
	(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく精神通院医療に係る自立支援医療費の支給の認定に関する事項		
	(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づ		

	く精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事項		
	(4) 精神障がい者の地域移行及び地域定着に向けた支援に関する事項		
	(5) 薬物・アルコール等依存症の患者に対する支援に有用な地域資源の状況及び各種施策に関する事項		
	(6) 精神科救急医療体制の整備に関する事項		
鳥取県障害者介護給付費等不服審査会	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第97条第1項の審査請求に関する事項	鳥取県障害者介護給付費等不服審査会	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第97条第1項の審査請求に関する事項
略		略	
鳥取県体験作文等審査委員会	心の輪を広げる体験作文及び障害者週間のポスターの知事表彰の被表彰作品の選考に関する事項	鳥取県体験作文等審査委員会	心の輪を広げる体験作文及び障害者週間のポスターの知事表彰の被表彰作品の選考に関する事項
		鳥取県地域移行支援プロジェクト会議	精神障がい者の地域移行及び地域定着に向けた支援に関する事項
		鳥取県地域依存症対策推進委員会	薬物・アルコール等依存症の患者に対する支援に有用な地域資源の状況及び各種施策に関する事項
略		略	
鳥取県「支え愛」まちづくり推進プロジェクトチーム	高齢者等援護が必要な者の見守り体制の構築、在宅生活支援その他の安全安心に暮らせる環境の整備に関する事項	鳥取県「支え愛」まちづくり推進プロジェクトチーム	高齢者等援護が必要な者の見守り体制の構築、在宅生活支援その他の安全安心に暮らせる環境の整備に関する事項
鳥取県シニア作品展優秀作品選考委員会	鳥取県シニア作品展知事表彰の被表彰作品の選考に関する事項		
子育て王国とっとり会議	(1) 子育て王国とっとり条例（平成26年鳥取県条例第5号）第12条第1項各号に掲げる事項		
	(2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第4項各号に掲げる事項		
鳥取県子育て川柳	鳥取県子育て川柳コンテスト		

コンテスト審査委員会	知事表彰の被表彰作品の選考に関する事項
略	
鳥取県感染症対策協議会	感染症による危機に適切に対応するための指針の策定、感染症情報の収集及び分析並びに状況に応じた対応策等に関する事項
鳥取県健康づくり文化創造推進県民会議	健康づくり文化の創造のための施策に関する事項
鳥取県特定疾患対策協議会	県が実施する特定疾患治療研究事業及び先天性血液凝固因子障害等治療研究事業に係る対象患者の認定診査等に関する事項
略	
鳥取県准看護師試験委員	保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第25条第1項に規定する事項
略	
鳥取県薬物乱用対策推進本部	麻薬、覚せい剤等の乱用対策に関する事項

略	
鳥取県感染症対策協議会	感染症による危機に適切に対応するための指針の策定、感染症情報の収集及び分析並びに状況に応じた対応策等に関する事項
鳥取県健口食育プロジェクト事業検討会	県民の口腔機能についての知識の普及及び食育支援の体制整備に関する事項
鳥取県健康づくり文化創造推進県民会議	健康づくり文化の創造のための施策に関する事項
鳥取県心といのちを守る県民運動	自死防止対策に関する事項
鳥取県食育推進活動知事表彰選考委員会	鳥取県食育推進活動知事表彰の被表彰者の選考に関する事項
鳥取県地域がん登録あり方検討ワーキンググループ	がん統計の整備のために行うがん患者の診療情報の収集等のあり方に関する事項
鳥取県特定疾患対策協議会	県が実施する特定疾患治療研究事業及び先天性血液凝固因子障害等治療研究事業に係る対象患者の認定診査等に関する事項
鳥取県8020運動推進協議会	生涯を通じた県民の歯科保健対策としての8020運動の具体的な施策等に関する事項
鳥取県よい歯のコンクール審査会	よい歯のコンクール知事表彰の被表彰者の選考に関する事項
略	
鳥取県准看護師試験委員	保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第25条第1項に規定する事項
鳥取県看護師養成の抜本的拡充に向けての検討会	看護師養成の現状と課題、今後必要な看護師数及び看護師像並びに看護師養成の拡充策等に関する事項
略	
鳥取県薬物乱用対策推進本部	麻薬、覚せい剤等の乱用対策に関する事項
鳥取県自立支援医	障害者の日常生活及び社会生

		療費（精神通院医療）支給認定・精神障害者保健福祉手帳交付判定会	活を総合的に支援するための法律に基づく精神通院医療に係る自立支援医療費支給の要否並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳交付の可否及び等級の判定に関する事項
略		略	
略	地域保健医療計画の実施に関する事項	略	地域保健医療計画の実施に関する事項
鳥取県西部保健医療圏地域保健医療協議会		鳥取県西部保健医療圏地域保健医療協議会	
略		鳥取県中部保健医療圏の産科・小児科医療体制検討会	中部地区の産科及び小児科の医療体制の整備に関する事項
略		略	
鳥取県外来種検討委員会	外来種の防除、駆除等の外来種対策に関する事項	鳥取県外来種検討委員会	外来種の防除、駆除等の外来種対策に関する事項
鳥取県自然環境保全コンクール審査会	鳥取県自然環境保全コンクール知事表彰の被表彰者の選考に関する事項		
略		略	
鳥取県動物愛護推進協議会	人と動物が安全かつ快適に暮らせる生活環境づくりのための施策に関する事項	鳥取県動物愛護推進協議会	人と動物が安全かつ快適に暮らせる生活環境づくりのための施策に関する事項
鳥取県消費者教育推進地域協議会	消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）第20条第2項に規定する事項		
略		略	
鳥取県医工連携推進プロジェクト推進委員会	県内における医療機器開発の事業化の促進に関する事項	鳥取県医工連携推進プロジェクト推進委員会	県内における医療機器開発の事業化の促進に関する事項
鳥取県オープンデータ・ビッグデータ活用検討会	県が保有するその利用に制限のないデジタルデータ及び大量に収集され、蓄積されるデジタルデータの活用に関する事項		
略		略	
鳥取県みんなで取り組む農業農村保全活動推進委員会	中山間地域等における農地の保全のための施策に関する事項	鳥取県みんなで取り組む農業農村保全活動推進委員会	中山間地域等における農地の保全のための施策に関する事項
鳥取県職務育成品種審査会	鳥取県知的財産の創造等に関する基本条例（平成18年鳥取県条例第11号）第25条に規定		

	する職務育成品種の品種登録に関する事項
略	
鳥取県森林環境保全税関連事業評価委員会	鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）第53条の21に規定する森林環境保全税の使途に関する事項
鳥取県森林病虫害等（松くい虫）防除連絡協議会	松くい虫防除の実施基準の策定その他の松くい虫防除の適正かつ円滑な実施に必要な事項
鳥取県緑化関連表彰等審査会	鳥取県美しいもりづくり功労者知事表彰その他の緑化関連表彰の被表彰者等の選考に関する事項
鳥取県カワウ繁殖抑制対策検討会	カワウの繁殖抑制対策に関する事項
略	
鳥取県新技術等実現化調査検討委員会	社会資本整備における課題解決に必要な新技術及び新工法の有効性及び実現性に関する事項
略	
鳥取県文化観光スポーツ局指定管理候補者審査委員会	略
略	
鳥取県文化観光スポーツ局指定管理施設運営評価委員会	略
略	

別表第2（第2条関係）

略	
鳥取県森林環境保全税関連事業評価委員会	鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）第53条の21に規定する森林環境保全税の使途に関する事項
鳥取県東部農林事務所就農計画認定審査委員会	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）第4条第1項に規定する就農計画の認定に関する事項
鳥取県東部農林事務所八頭事務所就農計画認定審査委員会	
鳥取県西部総合事務所就農計画認定審査委員会	
鳥取県西部総合事務所日野振興センター就農計画認定審査委員会	
略	
鳥取県新技術等実現化調査検討委員会	社会資本整備における課題解決に必要な新技術及び新工法の有効性及び実現性に関する事項
鳥取県岩美海岸（陸上地区）侵食対策検討委員会	岩美海岸陸上地区海岸の侵食の原因の究明及びその対策に関する事項
鳥取県大路川流域治水対策協議会	大路川の流域における治水対策に関する事項
略	
鳥取県文化観光局指定管理候補者審査委員会	略
略	
鳥取県文化観光局指定管理施設運営評価委員会	略
略	

別表第2（第2条関係）

名称	調査審議する事項
鳥取県教育審議会	鳥取県教育審議会条例（平成18年鳥取県条例第12号）第3条第1項に規定する事項
略	
鳥取県教科用図書選定審議会	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和39年政令第14号）第9条各号に掲げる事項
鳥取県エキスパート教員認定制度に係る選考委員会	他の教員のモデルとなるような優れた教育を実践している教員として認定すべき者の選考に関する事項
鳥取県特別免許状教育職員検定審査委員会	教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条第3項の規定による教育職員検定に関する事項
略	
鳥取県特別支援学校における医療的ケア運営協議会	特別支援学校における医療的な介助行為の実施に関する事項
鳥取県ICT活用教育推進協議会	情報通信技術を活用した教育の推進に関する事項
鳥取県教職員研修等実施協議会	鳥取県教育センターが行う研修事業に関する事項
鳥取県英語教育推進会議	小学校、中学校及び高等学校における英語教育の推進に関する事項
鳥取県グローバル・リーダー育成事業運営指導委員会	世界で活躍できる人材の育成に取り組む高等学校における教育課程の開発・実践等の体制整備に関する事項
略	
鳥取県学校の防災教育推進委員会	学校の実践的な防災教育の充実を図ることを目的とした事業の実施に関する事項
略	
鳥取県子どもの体力向上支援委員会	鳥取県の児童及び生徒の体力に関する調査結果の考察並びに当該調査結果の学校における活用方法及び県の体力向上

名称	調査審議する事項
鳥取県教育審議会	鳥取県教育審議会条例（平成18年鳥取県条例第12号）第3条第1項に規定する事項
鳥取県学力向上戦略本部	鳥取県の児童及び生徒の学力向上に向けた施策に関する事項
略	
鳥取県教科用図書選定審議会	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和39年政令第14号）第9条各号に掲げる事項
略	
鳥取県特別支援学校における医療的ケア運営協議会	特別支援学校における医療的な介助行為の実施に関する事項
鳥取県教職員研修等実施協議会	鳥取県教育センターが行う研修事業に関する事項
略	
鳥取県スポーツ審議会	鳥取県スポーツ審議会条例（平成24年鳥取県条例第6号）第2条第1項に規定する事項
略	
鳥取県子どもの体力向上支援委員会	鳥取県の児童及び生徒の体力に関する調査結果の考察並びに当該調査結果の学校における活用方法及び県の体力向上

鳥取県武道指導推進委員会	の取組に関する事項 中学校における武道の授業に派遣する外部指導者の活用方法に関する事項		の取組に関する事項
略		略	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の鳥取県附属機関条例（以下「旧条例」という。）別表第1に掲げる鳥取県精神医療審査会、鳥取県地域移行支援プロジェクト会議、鳥取県地域依存症対策推進委員会及び鳥取県自立支援医療費（精神通院医療）支給認定・精神障害者保健福祉手帳交付判定会の委員に任命されている者は、改正後の鳥取県附属機関条例（以下「新条例」という。）別表第1に掲げる鳥取県精神保健福祉医療協議会の委員に任命されたものとみなす。

3 この条例の施行の際現に旧条例別表第1に掲げる鳥取県心といのちを守る県民運動、鳥取県食育推進活動知事表彰選考委員会、鳥取県8020運動推進協議会及び鳥取県よい歯のコンクール審査会の委員に任命されている者は、新条例別表第1に掲げる鳥取県健康づくり文化創造推進県民会議の委員に任命されたものとみなす。

(鳥取県精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

4 鳥取県精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成3年鳥取県条例第14号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(業務)</p> <p>第3条 精神保健福祉センターは、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>法第12条に規定する事項を処理する鳥取県精神保健福祉医療協議会</u>の事務</p> <p>(5)～(9) 略</p>	<p>(業務)</p> <p>第3条 精神保健福祉センターは、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>鳥取県精神医療審査会</u>の事務</p> <p>(5)～(9) 略</p>